

特定生産緑地(宝塚市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称		位 置	特定生産緑地の 解除面積
安倉中18	生産緑地地区	安倉中5丁目 地内	約 1,051 m ²
安倉中19	生産緑地地区	安倉中5丁目 地内	約 614 m ²
合 計	2地区		約 1,665 m ²
			約 0.17 ha

「区域は解除図表示のとおり」